

取政発 第 239 号
令和元年12月12日

茨城県弁護士会

会長 [REDACTED] 様

取手市長 藤井 信吾



取手市政治倫理審査会の専門委員の推薦について（依頼）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、取手市では、取手市政治倫理条例に基づき、市長・副市長・教育長の資産・所得等の報告書の審査を実施するため、毎年、政治倫理審査会を実施しております。その審査委員として政治倫理及び資産・所得等の報告書の審査に関し専門的知識を有する委員を選出しています。

この度、審査会委員の任期が、令和2年2月29日で終了となることからあらたに推薦をご依頼するものです。

つきましては、貴会より取手市政治倫理審査会専門委員をご推薦いただきたく、ご多忙とは存じますが、令和2年1月31日（金）までにご報告いただきますようお願い申し上げます。

記

*推薦いただきたい委員

①弁護士 1名

*委嘱期間 令和2年3月1日～令和4年2月28日

*報酬 審査会をご依頼する日ごとにお支払いたします。
(年に3回程度。)

【問い合わせ先】取手市役所 広報広聴課 担当：佐藤
〒302-8585 取手市寺田5139番地
Tel 0297-74-2141 内線 1145

取政発 第 250 号
令和元年12月19日

関東信越税理士会

竜ヶ崎支部長 [REDACTED] 様

取手市長 藤井 信吾

取手市政治倫理審査会の専門委員の推薦について（依頼）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、取手市では、取手市政治倫理条例に基づき、市長・副市長・教育長の資産・所得等の報告書の審査を実施するため、毎年、政治倫理審査会を実施しております。その審査委員として政治倫理及び資産・所得等の報告書の審査に関し専門的知識を有する委員を選出しています。

この度、審査会委員の任期が、令和2年2月29日で終了となることからあらたに推薦をご依頼するものです。

つきましては、貴会より取手市政治倫理審査会専門委員をご推薦いただきたく、ご多忙とは存じますが、令和2年1月31日（金）までにご報告いただきますようお願い申し上げます。

記

*推薦いただきたい委員

①税理士 1名

*委嘱期間 令和2年3月1日～令和4年2月28日

*報酬 審査会をご依頼する日ごとにお支払いたします。
(年に3回程度。)

【問い合わせ先】取手市役所 広報広聴課 担当：佐藤
〒302-8585 取手市寺田5139番地
Tel 0297-74-2141 内線 1145

取政発 第 234 号
令和元年12月11日

茨城司法書士会
会長 [REDACTED] 様

取手市長 藤井 信吾

取手市政治倫理審査会に係る専門委員の推薦依頼について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、取手市では、取手市政治倫理条例に基づき、市長・副市長・教育長の資産・所得等の報告書の審査を実施するため、毎年、政治倫理審査会を実施しております。その審査委員として政治倫理及び資産・所得等の報告書の審査に関し専門的知識を有する委員を選出しています。

この度、審査会委員の任期が、令和2年2月29日で終了となることからあらたに推薦をご依頼するものです。

つきましては、貴会より取手市政治倫理審査会専門委員をご推薦いただきたく、ご多忙とは存じますが、令和2年1月31日（金）までにご報告いただきますようお願い申し上げます。

記

*推薦いただきたい委員

①司法書士 1名

*委嘱期間 令和2年3月1日～令和4年2月28日

*報酬 審査会をご依頼する日ごとにお支払いたします。
(年に3回程度。)

【問い合わせ先】取手市役所 広報広聴課 担当：佐藤
〒302-8585 取手市寺田5139番地
Tel 0297-74-2141 内線1145

【取手市政治倫理審査会について】

取手市政治倫理条例第11条の規定により設置されるもので、

- ①市長、副市長、教育長の資産・所得の報告書などの審査を行います。
- ②市長等及び議員について、市民等からの調査請求があった場合の調査を行います。

- ・委員数 6名
専門的知識を有するもの 3名 (税理士・司法書士・弁護士)
選挙権を有する市民 3名 (市民の公募)
- ・任期 2年間
- ・地位 非常勤特別職
- ・報酬 会議一回につき会長職6,700円・委員6,300円
(取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく)
※ 市内在住・在勤の方については、旅費の費用弁償はありません。

※政治倫理審査会に求められる役割

①資産等報告書等の審査

政治倫理条例の目的を達成するため、市長等に対するチェック機能(自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図るなど政治倫理基準への違反が疑われる行為がないかどうか審査・調査する機能)が、政治倫理審査会の大きな役割として求められています。資産等報告書の審査においては、政治倫理基準への違反が疑われる行為がないかどうかを審査し、その疑いや疑問がある場合に確認することが重要となります。

②市民等から調査請求があった場合の調査

市長等や議員に対し政治倫理上何らかの疑義があった場合、市民等から調査請求が提出される場合があります。その場合、政治倫理審査会を随時召集し、調査を行います。

推 薦 書

取手市長 殿

会 長

取手市政治倫理審査会委員として下記の者を推薦いたします。

記

氏 名 (歳)

住 所

連 絡 先

電話番号

F A X

E-mail

令和 年 月 日

※ この個人情報の取り扱いについては、内部の連絡手段の使用とし、取手市政治倫理審査会の専門委員委嘱期間終了後も法令に準じ管理いたします。

推 薦 書

取手市長 殿

関東信越税理士会竜ヶ崎支部
~~会 長~~
支 部 長

取手市政治倫理審査会委員として下記の者を推薦いたします。

記

氏 名 高久 匡志 (歳)

住 所 〒300-1514
取手市宮和田

連絡先
電話番号
F A X
E-mail

令和 2年 1月 6日

※ この個人情報の取り扱いについては、内部の連絡手段の使用とし、取手市政治倫理審査会の専門委員委嘱期間終了後も法令に準じ管理いたします。

推 薦 書

取手市長 殿

茨城県弁護士会
会 長

取手市政治倫理審査会委員として下記の者を推薦いたします。

記

氏 名 貝塚 聡 (歳)
住 所 取手市取手
連 絡 先
電話番号
F A X
E-mail

令和元年12月19日

※ この個人情報の取り扱いについては、内部の連絡手段の使用とし、取手市政治倫理審査会の専門委員委嘱期間終了後も法令に準じ管理いたします。

推 薦 書

取手市長 殿

茨城司法書士会

会 長

取手市政治倫理審査会委員として下記の者を推薦いたします。

記

氏 名 栗屋 祐子 (歳)

住 所 取手市新町

連 絡 先

電話番号

F A X

E-mail

令和 元 年 / 2 月 12 日

※ この個人情報の取り扱いについては、内部の連絡手段の使用とし、取手市政治倫理審査会の専門委員委嘱期間終了後も法令に準じ管理いたします。